

<新規申請>

★留意事項

・基準支給量を超えて利用を希望する場合は下記提出書類に加え、基準支給量を超えて支給決定を希望する理由書を添付してください。（児童発達支援センターを除く）

基準支給量の例）生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援：原則の日数（各月－8日）、児童発達支援・放課後等デイサービス：23日、短期入所：7日、保育所等訪問支援：2日

・毎月モニタリングを実施する場合は、計画案の「その他の留意事項欄」へ当該理由を記載してください。

・支給決定開始日は、原則、審査終了後になります。ただし、緊急的な理由等により、早急な利用を希望する場合は、新規申請書の「申請に係る具体的内容」欄に当該理由及び利用開始希望日を記載してください。

・計画案には、利用するサービスの1月当たりの利用日数又は利用時間を記載してください。（目安⇒週1回利用：月5日、週2回：月10日、週3回：月15回、週4回：月20回、週5回：月23回）

・障がい支援区分が未認定で、当該区分が必要なサービスの利用を希望する場合に限り、先に新規申請書のみを提出してもかまいません。※ただし、新規申請書の裏面の「主治医欄」「認定調査に係る連絡票欄」を必ず記載してください。

障がい支援区分が不要なサービス：同行援護、訓練等給付（就労移行・就労継続支援等）、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援） ※区分認定に2～3か月程度かかります。

障がい支援区分が必要なサービス：上記以外

○障がい福祉課のホームページに様式あり ●任意様式等 ※必要に応じて別途追加書類を求める場合があります。

サービス種類等	提出書類			備考
	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の方	セルフプランの方	ケアプランの方	
障がい福祉サービス （以下のサービスを除く）	1 ○新規申請書 2 ○計画相談・障害児相談申請書（17・18号） 3 ○計画案・週間計画表 4 ○基本情報・現在の生活	1 ○新規申請書 2 ○セルフプラン	1 ○新規申請書 2 ●ケアプラン	※就労選択支援については、新規申請書の「申請に係る具体的内容」欄に 利用する事業所名 を記載してください。
同行援護	○上記1～4 ○同行援護アセスメント調査票	○上記1～2 ○同行援護アセスメント調査票	○上記1～2 ○同行援護アセスメント調査票	
短期入所	○上記1～4 ○障がい児の調査項目（5領域20項目） ※児童が利用する場合のみ	○上記1～2 ○障がい児の調査項目（5領域20項目） ※児童が利用する場合のみ ○勘案事項整理票 ※児童が利用する場合のみ		
施設入所支援 （待機登録用）	○新規申請書（入所・療養介護・GH用） ○入所調整依頼書（兼）情報提供同意書 ○勘案事項整理票	○新規申請書（入所・療養介護・GH用） ○入所調整依頼書（兼）情報提供同意書 ○勘案事項整理票		
・施設入所支援 （入所決定した場合） ・療養介護 ・共同生活援助（GH）	○新規申請書（入所・療養介護・GH用） ○新規負担上限月額等認定申請書（入所・療養介護・GH用） ○上記2～4 ○GH用契約家賃額証明書 ※共同生活援助（GH）のみ ●申請者の収入が分かる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ ・障害年金等の金額が分かるもの （年金の振込通知書または年金が振り込まれている通帳の写し） ・その他の収入（工賃証明書等） ●社会保険料等の必要経費が確認できる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ （領収印のある領収書、通帳の写し等） ●資格確認書のコピー（発行されている方） ※療養介護のみ ●健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー ※療養介護のみ （認定を受けており、発行されている方） （発行されていない方は、マイナポータル内の健康保険証→限度額適用認定証関連情報の画面の写しを提出してください。）	○新規申請書（入所・療養介護・GH用） ○新規負担上限月額等認定申請書（入所・療養介護・GH用） ○セルフプラン ○GH用契約家賃額証明書 ※共同生活援助（GH）のみ ●申請者の収入が分かる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ ・障害年金等の金額が分かるもの （年金の振込通知書または年金が振り込まれている通帳の写し） ・その他の収入（工賃証明書等） ●社会保険料等の必要経費が確認できる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ （領収印のある領収書、通帳の写し等） ●資格確認書のコピー（発行されている方） ※療養介護 ●健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー ※療養介護 （認定を受けており、発行されている方） （発行されていない方は、マイナポータル内の健康保険証→限度額適用認定証関連情報の画面の写しを提出してください。）	○新規申請書（入所・療養介護・GH用） ○新規負担上限月額等認定申請書（入所・療養介護・GH用） ●ケアプラン ○GH用契約家賃額証明書 ※共同生活援助（GH）のみ	

・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労移行支援 ・就労定着支援	○上記１～４ ●雇用証明書（雇用開始日が分かるもの） ※ 就労定着支援のみ ○在宅サービス利用における提供計画書 ※ 在宅支援を希望する場合のみ	○上記１～２ ●雇用証明書（雇用開始日が分かるもの） ※ 就労定着支援のみ ○在宅サービス利用における提供計画書 ※ 在宅支援を希望する場合のみ	○上記１～２ ●雇用証明書（雇用開始日が分かるもの） ※ 就労定着支援のみ ○在宅サービス利用における提供計画書 ※ 在宅支援を希望する場合のみ	※就労継続支援A型については、新規申請書の「申請に係る具体的内容」欄に 利用する事業所名 を記載してください。
児童発達支援	○上記１～４ ○障がい児の調査項目（５領域20項目） ○医療的ケア判定スコア ※ 医療的ケア児の場合のみ	○上記１～２ ○障がい児の調査項目（５領域20項目） ○勘案事項整理票 ○医療的ケア判定スコア ※ 医療的ケア児の場合のみ		※児童発達支援については、診断書・医師意見書等の提出は 不要 です。
放課後等デイサービス	○上記１～４ ○障がい児の調査項目（５領域20項目） ○放課後等デイサービスの就学時サポート調査 調査票 ●診断書・医師意見書 ※ 障がい者手帳・自立支援受給者証等を取得していない場合のみ ○医療的ケア判定スコア ※ 医療的ケア児の場合のみ	○上記１～２ ○障がい児の調査項目（５領域20項目） ○放課後等デイサービスの就学時サポート調査 調査票 ○勘案事項整理票 ●診断書・医師意見書 ※ 障がい者手帳・自立支援受給者証等を取得していない場合のみ ○医療的ケア判定スコア ※ 医療的ケア児の場合のみ		※ セルフプランの方のみ ・初めて申請する場合、放課後等デイサービスの支給量は 10日以内 になります。
保育所等訪問支援	○上記１～４ ●診断書・医師意見書 ※ 障がい者手帳・自立支援受給者証等を取得していない場合のみ	○上記１～２ ○勘案事項整理票 ●診断書・医師意見書 ※ 障がい者手帳・自立支援受給者証等を取得していない場合のみ		
居宅訪問型児童発達支援	○上記１～４ ○障がい児の調査項目（５領域20項目） ●医師の指示書（必要性が判断できるもの）	○上記１～２ ○障がい児の調査項目（５領域20項目） ○勘案事項整理票		
・移動支援 ・日中一時支援	○新規申請書 ○週間計画表 ○勘案事項整理票	○新規申請書 ○週間スケジュール ○勘案事項整理票	○新規申請書 ○週間スケジュール ○勘案事項整理票	